



COPY

別記様式第11号（第19条関係）

平取町外2町衛生施設組合指令第20号

許 可 証

平成27年11月12日付けで変更許可申請のあった一般廃棄物〔収集運搬〕・処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項、平取町外2町衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第19条第2項により、次のとおり許可する。

平成27年11月20日

平取町外2町衛生施設組合長 川上



事業所の所在地	苫小牧市新開町2丁目2番10号
事業所の名称	株式会社とませい
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（すきとり土砂）
収集運搬処分区分	一般廃棄物収集運搬業
事業の区域	平取町・日高町・むかわ町
許可期間	平成27年 8月 1日 から 平成29年 7月31日 まで
許可条件	(1) ごみを搬入するときは、当組合と事前協議のうえ、指示に従うこと。 (2) 当組合の自区内で発生した廃棄物を自区外処理するときは、必ず当組合と事前協議を行うこと。 (3) 運搬車両を変更及び追加する場合は、事前に届け出ること。 (4) 年度毎に事業実績（収集量等）を報告すること。 (5) 事業の変更や廃止を行うときは、速やかに関係書類を提出すること。 (6) 業務の遂行に当たっては、各関連法規を遵守すること。
摘 要	許可事項に違反があった場合は、許可を取り消すことがあります。